

# 神戸市子育て施策紹介冊子企画・制作業務仕様書

神戸市市長室広報戦略部

## 1. 件名

神戸市子育て施策紹介冊子企画・制作業務

## 2. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 3. 業務目的

神戸市においては妊娠届出時に出産前後の子育て支援について、事業のチラシなどを用いて周知しているものの、同時期に行政や医療機関等、様々な場面で資料や広報物を受け取るため、真に必要な支援情報が埋没してしまっていることがある。

妊娠・出産期を通じて切れ目のない支援を必要とする方にしっかりと届けるため、そうした情報を総括して取りまとめ、保管しやすく、取り出した際にも参照しやすいよう、1冊の冊子にまとめて編纂する。

## 4. メインターゲット

市内の区役所に妊娠届を提出された方およびその家族  
妊娠中もしくは乳幼児を養育する方

## 5. 業務内容

### (1) 制作物

紙媒体のパンフレット日本語版1種類

### (2) 形態

・ページ数：**A6 B6**（縦型）24ページ程度

（契約上限額内でコンセプトに即したものであれば少ページ等にすることはかまわない。  
また、ゆとりを持ったページ数を提案することも可。）

・言語：日本語

### (3) 必須掲載項目

- 「こどもっとKOBE」ロゴマーク・ステートメント
- 神戸市の子育て施策おすすめまとめ
- 神戸市の子育て施策
  - ・産前産後ホームヘルプサービス

- ・妊婦健康診査費用の助成（多胎妊娠の場合は2万5千円追加助成）
- ・妊婦歯科検診を受けましょう
- ・妊産婦タクシー利用券
- ・新生児聴覚検査の助成
- ・産婦健康診査費用助成
- ・先天性代謝異常等検査
- ・訪問型産後ケア事業
- ・産後ケア事業（宿泊・通所）

~~・産後ケア事業（訪問）~~

- ・産前産後ホームヘルプサービス
- ・新生児訪問
- ・多胎児家庭への支援
  - ①多胎児子育て教室（オンラインもあり）
  - ②多胎児家庭ホームヘルプサービス
  - ③多胎家庭ピアサポート事業
- ・寄り添い給付金
- ・こべっこウェルカムプレゼント
- ・こべっこランド
- ・こべっこあそびひろば
- ・ふらっとひろば
- ・多様な保育施設
- ・待機児童0
- ・病児保育
- ・児童館
- ・学童保育
- ・こども本の森
- ・子育て相談の問い合わせ先
- ・医療費助成

（打合せをする中で一部変更する可能性あり。）

（4）表現（イメージ）

- ・神戸市の子育て施策を誰でも分かりやすい簡単な言葉とイラストで表現する。詳細はQRコードを記載し、ホームページで確認してもらう仕様とする。
- ・メインターゲットとなる妊娠中・乳幼児を育てている30代女性に好まれるデザインとする。
- ・イラストを1ページに5点程度挿入すること。

#### (5) 校正・確認

- ・対象施策のオリエンテーション（十分にヒアリングして作成すること）
- ・トンマナの確認を目的としたドラフト版作成（イラスト・文言含む）すり合わせ
- ・デザイン確認（情報・文字修正）×6回程度

#### (6) 納品

- ・データ納品

神戸市のホームページやポスター、サイネージ等他の媒体にも掲載するため、校了後、作成したイラストや写真、テキスト、イラストレーター（アウトライン前のものを含む）データおよびPDFファイル、テキストがアウトライン化されていない素材を含むDTFデータを全て提出すること。併せて2次利用する際のレギュレーションを作成すること。

### 6. スケジュール（予定）

6月下旬	オリエンテーション・作成開始
7月下旬	ドラフト版（文言・イラストラフ案）提出
9月中旬	初校提出～校正
10月中旬	データ納品

### 7. その他の留意点

#### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

#### (2) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

ア 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

#### (3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

#### (5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(参考サイト)

- KOBE 子育て応援団ママフレ  
<https://kobe-city.mamafre.jp/>
- こどもっと KOBE  
<https://kodomotto-kobe.jp/>